

別記様式第1号(第四関係)

大和川地区活性化計画

新潟県糸魚川市

令和3年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	大和川地区活性化計画
都道府県名	新潟県
市町村名	糸魚川市
地区名(※1)	大和川地区
計画期間(※2)	令和3年度～令和5年度

目 標 : (※3)

当地区は、自治会が生産森林組合を組織し、山林を所有管理するとともに平成3年から「大和川森林公園」を糸魚川市より譲与され、管理運営を行っている。最盛期には年間約2万人の利用があったが、レクリエーションの多様化やアウトドア志向の変化、旧式の施設及び老朽化によるキャンプニーズとの相違などから利用者が約1/4に減少しており、昨今のキャンプブームにおいても来場者数の減少が続いている。

本計画により、海水浴場や主要幹線からのアクセス、海望できる立地を活かし、市外誘客や市民への森林体験の場を提供し、交流人口の回復を図るとともに、コロナ禍を機に地域資源の魅力を再発見・再認識し、地域愛の醸成を目標とする。

- ①滞在者数及び宿泊者数の増加 560人の増加、②保育園・幼稚園・小中学校の自然体験イベント等の実施 8回の増加

目標設定の考え方

地区の概要:

- ・地勢は、北が日本海に面し大和川海水浴場があり、東側の早川(二級河川)と西側の海川(二級河川)の中間に位置し、海から山へと続く丘陵地となっており、南には海谷溪谷や頸城山塊(駒ヶ岳など)がそびえている。
 - ・地区内には、大和川小学校や大和川保育園、糸魚川総合病院があり、東西に並走している主要幹線(国道8号、えちごキめき鉄道日本海ひすいライン、北陸新幹線、北陸自動車道)の海岸沿いに住宅地が形成されている。
 - ・森林公園に至る広域農道の周辺には約20haの水田があり、稲作農業(農家 約120戸)が行われている。
 - ・地区の自治は、大和川自治会が生産森林組合を組織し「大和川森林公園」の管理運営を行う等、地元の実地を守る活動のほか、森林公園を通して地域コミュニティの場となっている。
- 大和川地区:人口1,159人、462世帯(R2.12末現在) 大和川周辺(隣接する梶屋敷、田伏、竹ヶ花、厚田を含む):人口3,637人、1,512世帯(R2.12末現在)

現状と課題

大和川森林公園は、昭和52年から林業構造改善事業により整備され、供用から40年以上が経過し、施設全体が多様化するレクリエーションやアウトドア志向に対応できていない。また、施設の老朽化や旧式トイレなど利便性・安全性・衛生面で支障となっており、利用人数の低下につながっている。

- ・旧式サイト … サイト毎の盛土式で、近年のキャンプ用品に適合せず利用しづらい形態となっている。
- ・老朽化施設 … ファミリー広場の遊具やウッドデッキ、グリーントリムは、経年劣化により安全性が低下している。浸食による不陸により、転倒の危険性が増している。
- ・駐車場アクセス … 既存キャンプサイトは駐車場・トイレから距離があり、利便性が悪く、夜間(外灯数に限りがある)の移動も支障となっている。
- ・景観・有害鳥獣 … 以前は海望できた丘陵地であったが、樹木の繁殖により、眺望できない状況となっている。また、イノシシ等の有害鳥獣の出没による公園敷地の荒廃が進んでいる。
- ・旧式トイレ … 汲取り式であり、和式トイレが残っているため、流した水が飛散しやすく、雑菌の繁殖力が高いため、新型コロナウイルスの感染リスクが高い。

今後の展開方向等(※4)

大和川森林公園は、主要幹線からのアクセス(国道8号から約10分、北陸自動車道糸魚川ICから約20分)が良好である。また、海岸線から直線距離で約3.6km、海水浴場(大和川海水浴場、糸魚川海水浴場)からは約5km以内であり、海洋資源の活用も含めた森林体験・教育プログラムなどによる都市交流等を通じた交流人口の増加や地域コミュニティの醸成を図る。

- ・林間広場整備 … ファミリー広場の再整備を行い、近年のキャンプ用品や様々なニーズに対応可能なキャンプサイトのほか、多目的なフリースペースとしても活用する。
- ・林間エリア整備 … グリーントリムなどは、間伐等により遊歩道を再整備し、最新のハンモックが楽しめるフィールドとして、芝生広場とは別のバリエーションのサイトとする。
- ・駐車場アクセス … 芝生広場整備により、駐車場に隣接するトイレ棟へのアクセス・利便性が向上する。
- ・景観整備 … 樹木の間伐や剪定により、日本海の眺望環境を整備するとともに、間伐教室などの森林体験や森林浴、森林散策を促進する。
- ・鳥獣対策 … 防護柵の設置により、イノシシ等の有害鳥獣の出没抑止・公園敷地の荒廃防止、利用者の安全確保を図る。
- ・トイレ改修 … 汲取り式から合併処理浄化槽へ転換し、トイレの洋式化を行うことにより、流水の飛散や雑菌の繁殖が抑えられるため、衛生環境の向上と新型コロナウイルスの感染防止を図る。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
糸魚川市	大和川地区	自然環境等活用交流学習施設(㊟自然環境保全・活用交流施設)	大和川生産森林組合	有り	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

大和川地区(新潟県糸魚川市)	区域面積(※2)	473ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積473haの内、農林地面積は419haで約89%(>80%)を占めている。 また、区域内の全就業者数1,890人の内、農林水産業従事者数は、63人で約3.3%(<5%)を占めている。(H27国勢調査より)		
②法第3条第2号関係: 当森林公園は、二級河川早川と二級河川海川の間に位置し、2つの海水浴場と主要幹線道路である国道8号、北陸自動車道糸魚川ICに近く、北陸新幹線糸魚川駅からも近い立地条件にあるため、キャンプ場の利用以外にも森林体験などの自然学習の場として都市交流の中心的な拠点となることができる。また、森林公園を中心としたコミュニティが活性化することで、当該地域内の海水浴場や直売所等への波及効果も期待でき、更にはジオパークなどの市内施設の活性化を図る。		
③法第3条第3号関係: 市街地を形成している区域はない。 (用途区域、市街化区域、市街化調整区域に設定されている区域はない。)		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	/	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

評価期間(令和6年4月～令和9年3月)の状況について、次のとおり検証する。

- ・滞在者数及び宿泊者数の増加 … 運営団体の管理日誌により数値などを確認し、来場者傾向、ニーズを検証する。
- ・保育園・幼稚園・小学校等の自然体験イベント等の実施 … 運営団体の管理日誌によりイベントの実施状況を検証する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。